

津島市の皆さんへ

特殊詐欺機器・防犯用具を購入して 「防犯対策」をしよう！

津島市自主防犯対策促進事業費補助金

津島市では侵入盗、自動車盗及び特殊詐欺等の犯罪を未然に防止するために必要な防犯対策品を購入・設置する経費の一部を補助します。



補助上限

【特殊詐欺対策機器】

最大 **6,000** 円

補助率

2分の1

※10円未満切り捨て

【防犯用具】

最大 **16,000** 円

※防犯用具は合計の購入金額が
2,000円以上で申請可能です。



受付期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

補助対象者
(代理申請可)

- ①特殊詐欺対策機器
津島市内在住で65歳以上の方 ※1世帯1回まで
- ②防犯用具
津島市内在住の方 ※当該年度に1世帯1回まで

提出書類

- 次の5点をご提出ください
- ・申請書兼実績報告書
 - ・購入から3ヶ月以内のレシートまたは領収書
 - ・補助金交付請求書
 - ・通帳等の写し
 - ・購入した用品の規格を確認できるものの写し
- ※保証書、カタログなど。現物の提示でも可能です。

補助対象
防犯用品

- ①特殊詐欺対策機器
特殊詐欺撃退電話機、自動応答録音装置 ※設置費含む、システム料除く
- ②防犯用具
防犯センサー、センサー・ライト、防犯砂利、補助錠、防犯フィルム、ガードプレート、防犯サッシ、録画機能付きインターホン、サムターンカバー、防犯性の優れた鍵、タイヤロック、ホイールロックナット、ハンドルロック

【補助金を活用した際の計算例】

例1 特殊詐欺対策機器（13,000円）を購入した場合

➡補助金額 **6,000円**

$13,000円 \times 1/2 = 6,500円$ （上限6,000円）

購入者負担額：13,000円 - 6,000円 = 7,000円

例2 防犯用具（27,550円）を購入した場合

➡補助金額 **13,770円**

$27,550円 \times 1/2 = 13,770円$ （10円未満切捨て）

購入者負担額：27,550円 - 13,770円 = 13,780円



【補助金申請に関するQ&A】

	質 問	回 答
1	いつ購入した特殊詐欺機器、防犯用具が補助対象になりますか？	令和8年4月1日から令和9年3月31日までに購入された特殊詐欺機器、防犯用具が対象となります。ただし、購入後3ヶ月以内の申請に限ります。
2	購入する前に申請が必要ですか？	必要な添付書類をご準備いただき、購入後に申請ください。提出書類については表面をご確認ください。
3	年度の途中で受付が終了する場合がありますか？	予算の上限に達した場合、年度の途中でも受付を終了します。
4	防犯用具等を複数の店舗で購入しました。どのように申請すれば良いですか？	申請書に合計金額を記載し、複数の店舗の領収書またはレシート（購入日から3ヶ月以内）を添付ください。
5	特殊詐欺対策機器と防犯用具をそれぞれ購入しました。まとめて申請できますか？	お手数ですが、申請書を2枚ご記入ください。別々での申請となります。
6	防犯カメラは補助の対象となりますか？	補助の対象となりません。
7	ポイントやクーポンを使って購入した場合、補助の対象となりますか？	補助の対象となりますが、カードポイントや通販会社・店舗のクーポン等で値引きを利用した分は補助対象経費から除きます。
8	購入する店舗に指定はありますか？	購入する店舗に指定はなく、インターネットでの購入も可能です。ただし、送料は補助対象経費から除きます。